

委員会提出議案第 1 1 号

さいたま市議会の議員の報酬等の支給の一時差止め等に関する条例の制定について

さいたま市議会の議員の報酬等の支給の一時差止め等に関する条例を次のように定める。

平成 2 0 年 7 月 9 日提出

さいたま市議会政治倫理特別委員会

委員長 高 柳 俊 哉

さいたま市議会の議員の報酬等の支給の一時差止め等に関する条例

(報酬の支給の一時差止め)

第 1 条 さいたま市議会の議長、副議長又は議員（以下「議員等」という。）が次に掲げる法令の罪に係る刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、さいたま市議会の議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 3 6 号。以下「報酬等条例」という。）第 3 条の規定にかかわらず、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれる日までの期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る報酬の支給を一時差し止める。ただし、報酬の支給日の直前の休日（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 9 号）第 1 0 条に規定する休日をいう。）、日曜日又は土曜日でない日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給日の属する月に支給される報酬については、この限りでない。

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 章に掲げる罪

刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 1 9 7 条から第 1 9 7 条の 4 までの罪（公職（公職選挙法第 3 条に規定する公職をいう。次号において同じ。）にある間に犯したものに限る。）

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 3 0 号）第 1 条の罪（公職にある間に犯したものに限る。）

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 6 章に掲げる罪

2 前項の規定により一時差し止める報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数に応じて、当該逮捕等期間の属する月の現日数（月の初日から同月末日までの間にお

いて議員等の職に就いていない期間があるときは、当該議員等の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数)を基礎として日割りにより計算して得た額とする。

3 第1項の規定により報酬の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた議員等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。

一時差止処分を受けた議員等について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

一時差止処分を受けた議員等が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し無罪の裁判(無罪の裁判と同様の効果を有するものを含む。)が確定した場合

一時差止処分を受けた議員等が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく身体を拘束する処分を受けた日から起算して1年を経過した場合

(報酬の不支給)

第2条 議員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、報酬等条例第2条及び第3条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に係る報酬を支給しない。

前条第1項各号に掲げる法令の罪に係る刑事事件(同項第1号に掲げる罪に係る刑事事件にあつては、公職選挙法第235条の6、第236条の2、第245条、第246条第2号から第9号まで、第248条、第249条の2第3項から第5項まで及び第7項、第249条の3、第249条の4、第249条の5第1項及び第3項、第252条の2、第252条の3並びに第253条の罪に係るものに限る。次号及び第3号において同じ。)について有罪の裁判が確定した場合
逮捕等期間

前条第1項各号に掲げる法令の罪に係る刑事事件の刑の執行のため刑事施設に拘置された場合 当該刑事施設に拘置された期間

前条第1項各号に掲げる法令の罪に係る刑事事件について罰金又は料金の言渡しを受け、これを完納しないことにより労役場に留置された場合 当該労役場に留置された期間

2 前項の規定により支給しないこととする報酬の額は、各月における前項各号に定める期間の日数に応じて、当該各号に定める期間の属する月の現日数（月の初日から同月末日までの間において議員等の職に就いていない期間があるときは、当該議員等の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として日割りにより計算して得た額とする。

3 前2項の規定により支給しないこととする報酬のうち既に支給された報酬があるときは、議員等は、これを返納しなければならない。

（期末手当の支給の一時差止め）

第3条 議員等に、基準日（報酬等条例第5条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以前6月以内の期間において逮捕等期間があるときは、報酬等条例第5条の規定にかかわらず、当該逮捕等期間に係る期末手当の支給を一時差し止める。

2 前項の規定により一時差し止める期末手当の額は、各基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間（当該基準日以前6月以内に係る期間に限る。）の日数に応じて、当該基準日以前6月の期間の現日数（当該基準日以前6月の期間の初日から同期間の末日までの間において議員等の職に就いていない期間があるときは、当該議員等の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として日割りにより計算して得た額とする。

3 第1条第3項の規定は、期末手当の支給を一時差し止める処分の取消しについて準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「報酬」とあるのは「期末手当」と、同項第3号中「身体を拘束する処分を受けた日」とあるのは「当該一時差止処分に係る期末手当の基準日」と読み替えるものとする。

（期末手当の不支給）

第4条 議員等（基準日前1月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法第11条第1項各号又は第252条の規定に該当する場合を除く。）し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した議員等を含む。）が第2条第1項各号のいずれかに該当する場合は、報酬等条例第5条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間の期末手当を支給しない。

2 前項の規定により支給しないこととする期末手当の額は、各基準日以前6月以内に係る第2条第1項各号に定める期間の日数に応じて、当該各号に定める期間の属

する基準日以前6月の現日数（当該基準日以前6月の期間の初日から同期間の末日までの間において議員等の職に就いていない期間があるときは、当該議員等の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として日割りにより計算して得た額とする。

3 前2項の規定により支給しないこととする期末手当のうち既に支給された期末手当があるときは、議員等は、これを返納しなければならない。

（端数計算）

第5条 この条例の規定により議員等の報酬又は期末手当の額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 第1条及び第3条の規定はこの条例の施行の日以後の逮捕等期間に係る報酬又は期末手当について、第2条及び第4条の規定は同日以後の第2条第1項各号に定める期間に係る報酬又は期末手当について適用する。